

金融商品取引法等の改正に伴う「正会員の従業員に関する規則」の  
一部改正について

2025年1月24日  
一般社団法人 日本STO協会

I. 改正の趣旨

2023年11月29日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」等により、条文の項数・号数の変更が行われたことに伴い、本協会自主規制規則についても所要の整備を行うこととする。

II. 改正の骨子

「正会員の従業員に関する規則」において、いわゆる「項ズレ」、「号ズレ」の修正を行う。

(第2条第3号イ、第5条第1項。新旧対照表参照)

III. 施行の時期

この改正は、2025年1月24日より施行する。

※ 本改正は、法令の改正に伴う形式的なものであり、実質的に規則の内容を変更するものではないことから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本STO協会 自主規制企画・業務部 (TEL03-6272-8327)

金融商品取引法等の改正に伴う「正会員の従業員に関する規則」の一部改正について

新	旧	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>3 従業員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 正会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金融商品取引業者である正会員にあっては、<u>金融商品取引法</u>(以下「金商法」という。)第29条の2第1項第11号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいい、登録金融機関である正会員にあっては、<u>金商法</u>第33条の3第1項第8号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。)に勤務する者(電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関する業務に従事する者に限る。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>イ 正会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金融商品取引業者である正会員にあっては、<u>金融商品取引法</u>(以下「金商法」という。)第29条の2第1項第10号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいい、登録金融機関である正会員にあっては、<u>金商法</u>第33条の3第1項第7号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。)に勤務する者(電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関する業務に従事する者に限る。)</p>	<p>金商法第29条の2第1項第10号及び第33条の3第1項第7号が新たに新設されたことに伴う号ズレ</p>
<p>(採用の禁止)</p> <p>第5条 正会員は、他の正会員の使用人を採用してはならない。ただし、他の正会員の使用人を出向により採用する場合又は当該正会員が他の正会員の<u>金商法</u>第</p>	<p>(採用の禁止)</p> <p>第5条 正会員は、他の正会員の使用人を採用してはならない。ただし、他の正会員の使用人を出向により採用する場合又は当該正会員が他の正会員の<u>金商法</u>第36条</p>	<p>金商法第36条第1項が削除されたことに伴う項ズレ</p>

36 条第 3 項に規定する親金融機関等若しくは同条第 4 項に規定する子金融機関等（以下「親子金融機関等」という。）である場合若しくは他の正会員が当該正会員の親子金融機関等である場合における当該他の正会員の使用人を採用するときは、この限りでない。

第 4 項に規定する親金融機関等若しくは同条第 5 項に規定する子金融機関等（以下「親子金融機関等」という。）である場合若しくは他の正会員が当該正会員の親子金融機関等である場合における当該他の正会員の使用人を採用するときは、この限りでない。

参考：改正金融商品取引法の新旧対照表（抜萃）

新	旧
(登録の申請)	(登録の申請)
第 29 条の 2 ( 省 略 )	第 29 条の 2 ( 省 略 )
2～9 ( 省 略 )	2～9 ( 省 略 )
10 貸付事業等権利(第 2 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業(当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を当てて行う事業をいう。第 40 条の 3 の 3 において同じ。)が主として金銭の貸し付けをお子会う事業であるものその他政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)についての第 2 条第 8 項第 7 号から第 9 号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	( 新 設 )
11～13 ( 省 略 )	10～12 ( 省 略 )
(金融機関の登録申請)	(金融機関の登録申請)
第 33 条の 3 ( 省 略 )	第 33 条の 3 ( 省 略 )
1～6 ( 省 略 )	1～6 ( 省 略 )
<u>7 貸付事業等権利についての第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨</u>	( 新 設 )
<u>8～10 ( 省 略 )</u>	<u>7～9 ( 省 略 )</u>
(顧客の利益の保護のための体制整備)	(顧客の利益の保護のための体制整備)
第 36 条 ( 削 る )	第 36 条 金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない

	( 省 略 )	い。	
	( 省 略 )	2	( 省 略 )
2 ~ 4	( 省 略 )	3 ~ 5	( 省 略 )